

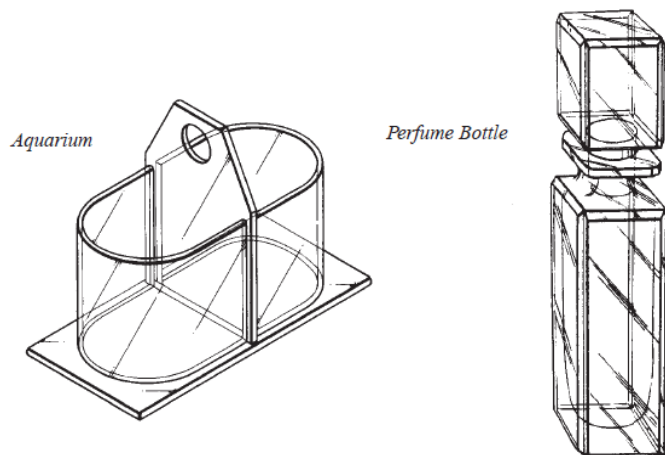
平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の
見直しに関する
調査研究報告書

平成29年3月

株式会社 三菱総合研究所

意匠特許出願ガイドライン 14 頁に掲載されている透明部分を表す図面の記載例



(v) 中国国家知識産権局 (SIPO)

審査指南第 1 部分第 3 章 4.2 は、図面について、正投影図の他、「形態の特定に必要な場合、展開図、断面視図、断面図、拡大図及び状態遷移図を提出しなければならない。」とし、参考図について、「出願人は参考図を提供して良いとする。参考図は通常、意匠に係わる物品の用途、使用方法又は使用する場所などを表示するものである。」としている。

参考図に記載されている意匠が、正投影図に開示されている意匠と異なっても良いが、参考図に、保護を受けようとする意匠と関係ない意匠が開示されているような場合には、審査官によって削除することを求められることがあるとされている。また、図面に、指示線で、切断の位置と方向、拡大する部分、透明な部分等を示すことは可能であるが、必要のない線又は表記はあってはならないとされている（専利審査指南第 1 部分第 3 章 4.2.2）。

なお、実務上、透明な部分を示す方法としては、例えば、①写真を提出する、②透明な部分を細線の陰影で表す、③透明な部分を指示線と符号で示し、透明である旨を意匠の簡単な説明に記載する、④六面図では透明な部分を非透明に、斜視図では当該部分を透明に表し、その旨を意匠の簡単な説明に記

載する、という方法がある。

いわゆる拡大先願（専利法第 23 条第 1 項）の審査における使用状態参考図の取扱いについては、審査指南第 4 部分第 5 章 5 が、判断対象の意匠と引例意匠と比較する際、引例意匠の使用状態参考図に、保護を要求しない意匠が含まれている場合であっても、そのような意匠と判断対象の意匠を対比することは可能であるとしている。

意匠の類否判断における使用状態参考図の取扱いについては、製品の性質・用途等を理解するために参照されることはあるが、保護範囲を画定するためには用いられないと考えられている（北京高級人民法院「専利侵害判定指南」第 64 項参照。）⁶³。

⁶³ 森 103 頁乃至 104 頁、中国専利代理（香港）有限公司 意匠研究班「中国における意匠登録の『使用状態参考図』について」知財管理 61 卷 9 号 1315 頁（2011 年）参照。

(ii) 意匠登録出願における図面の種類及び記載要件

No.	国	事件番号等
B01	JP	特許庁審決平成 27 年 7 月 8 日不服 2015-5834 [背もたれ用マッサージ具]
B02	JP	特許庁審決平成 17 年 9 月 14 日無効 2005-88001 [ブラインド]
B03	EU	PMS International Group v. Magmatic Limited, UK Supreme Court 2016/3/9

(iii) 意匠登録出願における参考図の取扱い

No.	国	事件番号等
C01	JP	特許庁審決平成 13 年 6 月 14 日不服 2000-2524 [植木鉢台]
C02	JP	特許庁審決平成 20 年 4 月 30 日補正 2007-500010 [包装用容器]
C03	JP	東京高判平成 15 年 4 月 14 日裁判所ウェブサイト (平成 14 年 (行ケ) 第 374 号) [建築構造材用継手]
C04	JP	知財高判平成 17 年 9 月 13 日裁判所ウェブサイト (平成 17 年 (行ケ) 第 10165 号) [輸液バッグ審決取消訴訟]
C05	JP	知財高判平成 21 年 7 月 21 日裁判所ウェブサイト (平成 21 年 (行ケ) 第 10036 号) [輪ゴム]
C06	JP	東京高判平成 15 年 12 月 18 日裁判所ウェブサイト (平成 15 年 (行ケ) 第 355 号) [法張りブロック]
C07	JP	東京高判平成 15 年 2 月 24 日裁判所ウェブサイト (平成 14 年 (行ケ) 第 422 号) [道路用防獣さく]
C08	JP	大阪地判平成 24 年 5 月 24 日判時 2179 号 118 頁 (平成 23 年 (ワ) 第 9476 号) [角度調整金具用浮動くさび]
C09	JP	知財高判平成 24 年 1 月 16 日裁判所ウェブサイト (平成 23 年 (行ケ) 第 10264 号) [穀類乾燥機用集塵器]
C10	JP	知財高判平成 18 年 7 月 18 日裁判所ウェブサイト (平成 18 年 (行ケ) 第 10004 号) [スポーツ用シャツ]

C11	JP	知財高判平成 23 年 12 月 15 日判例時報 2146 号 125 頁（平成 23 年（行ケ）第 10239 号）〔印刷用はくり紙〕
C12	JP	知財高判平成 18 年 8 月 24 日判時 2002 号 137 頁（平成 18 年（行ケ）第 10136 号）〔ピアノ補助ペダル〕
C13	JP	知財高判平成 26 年 9 月 11 日判例時報 2250 号 71 頁（平成 26 年（行ケ）第 10072 号）〔携帯情報端末〕
C14	EU	German Federal Supreme Court, Decision of March 8, 2012 - Case I ZR 124/10 - Weinkaraffe
C15	CN	北京市高級人民法院（2008）高行終字第 10 号審決取消請求事件
C16	CN	広東市高級人民法院（2010）專高法民三終第 152 号侵害事件
C17	KR	特許法院 2009 年 6 月 5 日付言渡し、2009 ホ 1736
C18	KR	最高裁 2010 年 9 月 30 日付言渡し、2010 ダ 23739
C19	JP	東京高判平成 15 年 9 月 18 日裁判所ウェブサイト（平成 15 年（行ケ）第 57 号）〔包装用容器〕
C20	JP	東京高判平成 14 年 3 月 28 日裁判所ウェブサイト（平成 13 年（行ケ）第 187 号）〔金網〕
C21	JP	知財高判平成 18 年 3 月 31 日判時 1929 号 84 頁（平成 17 年（行ケ）第 10679 号）〔コネクタ接続端子〕
C22	JP	知財高判平成 18 年 9 月 20 日裁判所ウェブサイト（平成 18 年（行ケ）第 10088 号）〔金属製ブラインドのルーバー〕
C23	JP	特許庁審決平成 17 年 1 月 18 日無効 2004-88007〔配膳用食品収納函〕
C24	JP	特許庁審決平成 21 年 6 月 29 日無効 2009-880001〔壁板材〕
C25	JP	特許庁審決平成 18 年 8 月 28 日不服 2005-24239〔リモートコントローラー〕
C26	JP	特許庁審決平成 13 年 2 月 8 日補正 1999-50133〔ブリスターパックホルダー〕
C27	JP	特許庁審決平成 21 年 12 月 17 日補正 2009-500011〔録音再生器具〕
C28	JP	特許庁審決平成 18 年 6 月 14 日補正 2006-50001〔容器ホルダー〕
C29	JP	特許庁審決平成 27 年 12 月 15 日不服 2015-11709〔立体パズル〕
C30	JP	特許庁審決平成 26 年 10 月 28 日不服 2014-5214〔携帯情報端末機〕

C31	JP	知財高判平成 28 年 1 月 27 日裁判所ウェブサイト（平成 27 年（ネ）第 10077 号）〔包装用箱〕
C32	JP	東京高判平成元年 4 月 27 日判時 1324 号 135 頁（昭和 63 年（行ケ）第 250 号）〔額縁用枠材〕
C33	JP	知財高判平成 21 年 1 月 27 日裁判所ウェブサイト（平成 20 年（行ケ）第 10332 号）〔基礎杭〕
C34	JP	特許庁審決平成 23 年 8 月 10 日不服 2011-3209〔盗難防止用保安器具〕
C35	JP	特許庁審決平成 19 年 6 月 11 日補正 2006-50023〔インクリボンカートリッジ〕

(iv) 意匠登録出願における組物の意匠の取扱い

No.	国	事件番号等
D01	JP	特許庁審決平成 15 年 7 月 24 日不服 2002-11490〔一組の自動二輪車用フェンダーセット〕
D02	JP	特許庁審決平成 22 年 8 月 31 日不服 2010-7874〔自動車用フロアマット〕
D03	EU	Decision of the Third Board of Appeal of 7 May 2009 in Case R 1258/2008 - Upholstered furniture (Set of -)
D04	CN	北京市第一中級人民法院（2007）一中行初字第 81 号審決取消請求事件
D05	CA	Industrial Design Application No. 1998-0950, Re (2001), 14 C.P.R. (4th) 213 (P.A.B.).
D06	CA	Industrial Design Application 2000-2268/95949, Re (2006) 56 C.P.R. (4th) 154 at 157 (P.A.B.).
D07	JP	知財高判平成 28 年 9 月 21 日裁判所ウェブサイト（平成 28 年（行ケ）第 10034 号）〔容器付冷菓〕
D08	CA	DRG Inc. v Datafile Ltd (1991), 35 C.P.R. (3d) 243 at 250-251 (F.C.A.); Re Sylvie Youle-White (1985), 9 C.P.R. (3d) 129 at 133.

No.	国	事件
C15	CN	北京市高级人民法院（2008）高行終字第 10 号審決取消請求事件
テーマ		参考図の取扱い

< 事案の概要 >

原告は、意匠専利第 02370766.6（意匠に係る物品：ソファベッド）の意匠権者であったところ、第三者から無効審判を請求された。覆審委員会は、本件意匠と引用意匠が類似しているとして、本件意匠登録を無効とする審決を下したことから、これに対し、原告が訴えを提起した事案。

審決では、使用状態参考図は、あくまで本件意匠の使用方法や用途を特定するためのものであるから、引用意匠との類否判断の根拠とすべきではないとして、本件意匠の使用状態参考図に表された形態を考慮せず、本件意匠専利を無効とした。

（本件意匠）

意匠専利第 02370766.6

意匠に係る物品：ソファベッド

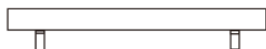


図1 本件意匠の正面図



図2 本件意匠の左側面図

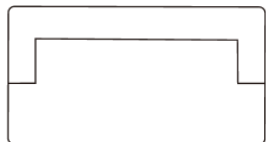


図3 本件意匠の平面図



図4 本件意匠の底面図

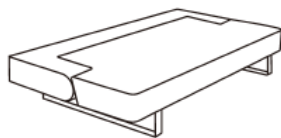


図5 本件意匠の使用状態参考図

（引用意匠）



図6 引用意匠の正面図



図7 引用意匠の右側面図

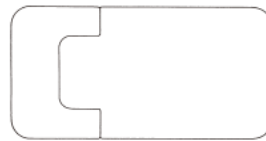


図8 引用意匠の平面図

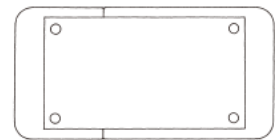


図9 引用意匠の底面図



図10 引用意匠のソファ状態立体図

※中国専利代理（香港）有限公司 意匠研究班「中国における意匠登録の『使用状態参考図』について」知財管理 61 卷 9 号 1317 頁（2011 年）に掲載の図面から作成。

< 判断 >

原告は、引用意匠との対比において、使用状態参考図にのみ表された、変化した状態

の形態も考慮し、意匠の類否判断を行うべきであると主張していた。

しかしながら、北京市第一中級人民法院は、審決の判断を支持し、「状態が変化する物品の意匠が係争意匠である場合、その変化する状態の比較は、『使用状態図』に基づかなければならない。『使用状態参考図』は、係争意匠を確定するためのものではない」と判断した。より具体的には、①「使用状態参考図」は、あくまで、商品の用途・使用方法等を確定するためのものであって、保護を求める意匠以外も記載できることから、使用状態参考図を比較対象とすると、保護範囲が不確定となること、②「使用状態図」ではなく、「使用状態参考図」で変化した状態を表している以上、変化した状態の意匠の保護は放棄したものと解されること、③審査指南において、使用状態図の提出が認められている上に、使用状態参考図について記載していることについては、専利法及び実施細則に違反するものではないこと、の3点を根拠に、上記判断を下した。

高級人民法院は、③の点について、審査指南の記載が専利法や実施細則等の上位法令に違反するとはいえないとして、中級人民法院の判断を支持した。

<コメント>

本件では、「使用状態参考図」と「使用状態図」の区別が明確にされ、使用状態参考図は類否判断において考慮されるべきではないと判断された。

No.	国	事件
C16	CN	広東市高級人民法院（2010）専高法民三終第 152 号侵害事件
テーマ	参考図の取扱い	
<p>< 事案の概要 ></p> <p>意匠専利 ZL200630076245.9（意匠に係る物品：ソファ）を有する意匠権者（原告・被控訴人）が、被告（控訴人）の実施するイ号製品が、原告意匠権を侵害するものとして、訴えを提起した事案。</p> <p style="text-align: center;">（本件意匠）</p> <p style="text-align: center;">意匠専利 ZL200630076245.9</p> <p style="text-align: center;">意匠に係る物品：ソファ</p>		
  		
<p>（正面図） （平面図） （左側面図）</p>		
  		
<p>（斜視図） （使用状態参考図 1） （使用状態参考図 2）</p>		
<p>< 判断 ></p> <p>被告が、本件意匠の使用状態参考図 1 に表された状態及び平坦な状態において、イ号製品の意匠と顕著な相違があることから、イ号製品の製造販売が本件意匠の意匠権を侵害することはないと主張したことについて、裁判所は、使用状態参考図は通常、意匠に係る物品の用途、使用方法、場所等を明らかにするためのものであって、権利範囲を判断するための根拠とはならないと判示して、本件意匠の使用状態参考図がイ号製品の意匠と相違することから、全体的な視覚的効果が異なるとする被告の主張を採用しなかった。</p> <p>< コメント ></p> <p>本件は侵害訴訟の事案ではあるものの、「使用状態参考図」と「使用状態図」の区別が明確にされ、使用状態参考図は類否判断において考慮されるべきではないと判断された。</p>		

禁 無 断 転 載

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

請負先 株式会社 三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

電話 03-5157-2111 (代)

FAX 03-5157-2145

URL <http://www.mri.co.jp>

E-mail design-convenience-ml@mri.co.jp